

一般財団法人水・地域イノベーション財団
評議員会 議事録

下記２．記載の評議員会決議事項について、議決に加わる事ができる評議員全員の同意を得たので、定款第２１条の規定により当該決議事項について評議員会決議が適法になされたものとみなされた。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

記

1. 当法人の評議員の総数 6 名
議決権を行使することのできる評議員の数 6 名

2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
議案
第 1 号議案 定款の変更
第 2 号議案 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正
について、評議員全員に諮ったところ、全員異議なく原案のとおり承認した。
注) 第 1 号議案の修正対照表は表 1、第 2 号議案の新旧対照表は表 2 のとおり。

3. 上記提案をした者の氏名
理事長 野村 喜一

4. 理事会の決議があったものとみなされた日
2025 年 5 月 9 日

5. 当該議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名
理事長 野村 喜一

上記は、当財団の評議員会議事録に相違ありません。

東京都新宿区西新宿六丁目 12 番 1 号 (パークウエスト)
一般財団法人 水・地域イノベーション財団
理 事 長 野 村 喜 一



表 1. 定款 修正対照表

修正箇所は下線

停止条件付定款 (2025 年 3 月 4 日評議員会承認)	修正案
公益財団法人 水・地域イノベーション財団 定款 第 1 章 総 則 (名称) 第 1 条 この法人は、公益財団法人水・地域イノベーション財団と称し、… (以下略) …。 (事務局) 第 5 0 条 (略) 2 (略) 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。 4 (略) 第 1 0 章 事務局 第 1 3 章 附 則 (最初の事業年度) 第 5 7 条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から <u>2 0 2 0 年 3 月 3 1 日</u> までとする。 附則 1. (略) 改正 (略) 2 0 2 5 年 3 月 4 日 (同日施行) (新設) 2. この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。	<u>一般</u>財団法人 水・地域イノベーション財団 定款 第 1 章 総 則 (名称) 第 1 条 この法人は、<u>一般</u>財団法人水・地域イノベーション財団と称し、… (以下略) …。 (事務局) 第 5 0 条 (同左) 2 (同左) 3 <u>職員の任免は、理事長が行い、理事会に報告する。ただし、事務局長及び重要な職員の任免は、理事会の決議により行う。</u> 4 (略) 第 1 0 章 事務局 第 1 3 章 附 則 (最初の事業年度) 第 5 7 条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から <u>2 0 2 1 年 3 月 3 1 日</u> までとする。 附則 1. (同左) 改正 (同左) (同左) <u>2 0 2 5 年 5 月 9 日 (同日施行)</u> (削除)

表 2. 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 新旧対照表

変更箇所は下線

現行	変更案
(定義) 第2条 (略) (1) 役員とは、理事及び監事をいう。 (2) 常勤役員とは、役員のうち、当財団を主たる勤務場所とし、財団の職務に専念し、基本的に財団の職員と勤務時間を同じくする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。 (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。非常勤役員のうち、当財団に所属し一週間当たり3日未満勤務する理事を当財団所属非常勤理事という。 (4) 当財団所属理事とは、常勤理事及び当財団所属非常勤理事をいう。 (5)～(7) (略) (報酬) 第3条 常勤理事及び非常勤理事に対する報酬等は、各年度総額 1,000 万円の範囲内で支払うこととする。 2～9 (略) 10 株式会社日水コン在籍の非常勤役員及び評議員が第2項及び第4項の目的以外の目的で … (以下略) …。 11 株式会社日水コン在籍以外の非常勤役員及び評議員が第3項及び第5項の目的以外の目的で … (以下略) …。 12 第2項から第5項の規定は、… (以下略) …。 13 当財団所属理事がこの法人の求めにより出張した場合には、事務局規程第10条第4項を準用し、宿泊日当及び日帰り出張を支給する。 (新設) (報酬等の支給方法) 第5条 当財団所属理事に対する定例理事報酬の毎月の支給時期は、勤務当月の25日(その日が休日の場合は、その前日の休日ではない日)とする。 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、非常勤役員及び評議員が第3条第5項から第12項までに規定する業務にあたった日から15営業日以内とする。	(定義) 第2条 (同左) (1) (同左) (2) 常勤理事とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とし、財団の職務に専念し、基本的に財団の職員と勤務時間を同じくする者をいい、<u>それ以外の理事は非常勤理事という。</u> (3) 当財団所属理事とは、<u>常勤理事及び当財団に一週間当たり3日未満勤務する非常勤理事(以下、「当財団所属非常勤理事」という。)をいう。</u> (4) <u>非常勤役員とは、当財団所属理事以外の役員をいう。</u> (5)～(7) (同左) (報酬) 第3条 理事に対する報酬等は、各年度総額 1,000 万円の範囲内で支払うこととする。 2～9 (同左) 10 株式会社日水コン在籍の非常勤役員及び評議員が第5項及び第7項の目的以外の目的で … (以下略) …。 11 株式会社日水コン在籍以外の非常勤役員及び評議員が第6項及び第8項の目的以外の目的で … (以下略) …。 12 第5項から第8項の規定は、… (以下略) …。 13 当財団所属理事がこの法人の求めにより日帰りで交通機関移動距離全行程100km以上の出張をした場合には、<u>1日当り3,000円の日当を支給する。</u> 14 <u>当財団所属理事がこの法人の求めにより宿泊を伴う出張をした場合には、1泊当り4,000円の日当を支給する。</u> (報酬等の支給方法) 第5条 当財団所属理事に対する定例理事報酬の毎月の支給時期は、<u>勤務当月の25日(その日が休日の場合は、その前日の休日ではない日)とする。</u> 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、<u>非常勤役員及び評議員が第3条第5項から第12項までに規定する業務にあたった日から15営業日以内とする。</u>

(費用) (略) <u>第5条</u> 附 則 (略) 1 (略) 改正 (略) 2025 年 3 月 4 日 (同日施行) <u>(新設)</u> (別表) (略)	3 定例理事報酬及び報酬等は、通貨で直接本人に対しその全額を支給する。ただし、本人が同意した場合には、本人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。 (費用) (同左) <u>第6条</u> 附 則 (同左) 1 (同左) 改正 (同左) (同左) 2025 年 5 月 9 日 (同日施行) (別表) (略)
---	--